

令和6年4月1日からの美作市の介護予防・日常生活支援総合事業における基本報酬等の内容について

(1) 介護予防訪問サービス

区分	変更前	変更後
訪問型サービス（Ⅰ）～（Ⅲ）	1,176～3,727 単位/月	変更なし
訪問型サービス（Ⅳ）	268 単位/回	287 単位/回 (標準的な内容のサービス)
訪問型サービス（Ⅴ）	272 単位/回	
訪問型サービス（Ⅵ）	287 単位/回	
訪問型サービス費（短時間サービス）	167 単位/回	削る（※1）
口腔連携強化加算	-	50 単位/回 (新設) ※1月に1回

【その他】同一建物等住居者にサービス提供する場合の報酬の見直し（減算-10%→-10%,12%,15%に細分化）

※1 市の規定との整合性を図るためサービスコード表から削るもの（改正前に規定なし）

(2) 介護予防通所サービス

区分	変更前	変更後
事業対象者・要支援1	1,672 単位/月	1,798 単位/月
事業対象者・要支援2	3,428 単位/月	3,621 単位/月
事業対象者・要支援1	384 単位/回 (月1回～4回)	436 単位/回 (月4回まで) 介護予防サービス計画で1週 1回程度必要とされた場合
事業対象者・要支援2	395 単位/回 (月5回～8回)	447 単位/回 (月8回まで) 介護予防サービス計画で1週 2回程度必要とされた場合
運動器機能向上加算	225 単位/月	削る
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480 単位/月	削る
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700 単位/月	削る
一体的サービス提供加算	-	(新設) 480 単位/月
事業所評価加算	120 単位/月	削る

【その他】通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化（居宅と事業所間の送迎を行わない場合の減算（新設）等）、選択的サービス複数実施加算の見直し、科学的介護推進体制加算の見直し

その他（訪問型サービス及び通所型サービス共通）

高齢者虐待防止措置未実施に係る減算（-1%）及び業務継続計画未策定事業所に対する減算（-1%）の導入（※2）、特別地域加算・中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化、特別地域加算の対象地域の見直し、介護職員の処遇改善

※2 業務継続計画未策定減算適用についての経過措置 令和7年3月31日までの期間は未適用（通所型は感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画策定をしている場合に限る）